

答 申 第 1 号

平成23年4月20日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に

基づく諮問について（答申）

平成22年2月9日付け芦都計第1076 - 1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

芦屋市 町 番他における 株式会社の特定建築物事前協議変更届の公
開請求についてなされた平成21年12月2日付け公文書部分公開決定処分（芦都
計第835号）に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が平成21年12月2日付け芦都計第835号で芦屋市 町 番他における 株式会社（以下「法人」という。）の特定建築物事前協議変更届（以下「本件公文書」という。）の公開請求について行った公文書部分公開決定処分において非公開とした別表のデータ a～s のうち、h4, l, m, n 以外の部分は公開すべきである。

第2 異議申立ての理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成21年11月19日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件公文書の公開請求を行ったことに対し、実施機関が平成21年12月2日付け芦都計第835号で行った公文書部分公開決定処分のうち、住棟面積表 - 1～4（以下住棟面積表 - 1を「表1」、住棟面積表 - 2を「表2」、住棟面積表 - 3を「表3」、住棟面積表 - 4を「表4」という。）及び平均地盤算定図（以下「図1」という。）の文書について、部分公開決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本審査会」という。）での意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

- (1) 表1～4については、公開を求めているのは、容積率にかかわる面積であって、個々の間取りではない。
- (2) 図1について、平均地盤の算定方法は設計者により手法の違いがあり、独自に作成した著作物であると主張しているが、この論法が通るならば、平均地盤面から規定される建築物の高さは法人が意のままに変えることが可能である。
- (3) 建築物の高さは、高度地区指定されていることから、その基準となる平均地盤面の算定図を明らかにすることは法人の不利益にはならない。
- (4) 非公開部分のすべてが法人情報になり得るという判断はおかしく、個別的に慎重に判断するべきである。
- (5) 条例第7条第1号ただし書イでは、人の生命、健康、生活又は財産を保護することが必要であると認められる情報は公開することとなっている。建築計画

は、建物の高さ、容積率が制限ぎりぎりの数値であり、圧迫感が極めて大きく住環境を破壊するとともに、敷地境界から1mしか離れていない場所を10m掘り下げる計画で、隣地の地盤沈下、崖崩れの危険は避けられないものと思われる、隣接住民には、複合日照の問題、風害、騒音、揺れなどによって、健康と財産価値の低下に著しく影響が及ぶものであり、市（本市を指す。）は住民の知る権利、生活権、生存権を保護する必要がある。

- (6) 法人が行った説明会において公開された部分を非公開としていることについては、説明会で説明のあった数字と違うのではないかと懸念される。
- (7) 他の事業者が市内に同様の建築物で説明会等で用いている資料が（情報公開で求めているものが）本件において提示されず説明もされない異常なやり方を法人利益とする市の主張は条例から離れている。
- (8) 法人の説明資料が乏しいため市に情報公開を請求しているのに、市が情報を公開しないということは、まちづくり条例などの規定に基づく市の職務を怠るものである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び本審査会での意見陳述において主張している内容は次のように要約される。

- 1 表1～4について、室名や部屋の縦横寸法は法人情報に該当するとともに、面積の計算式については間取りを推測される可能性があり、将来の居住者の個人情報に該当する。
- 2 図1について、測量は法人が経費を負担して設計者に依頼したものであるから、その測量値は法人情報に該当し、また平均地盤の算定方法は設計者によって手法に違いがあり、独自に作成した著作物であるから、その計算式は技術上のノウハウに係る法人情報に該当する。
- 3 公開請求時において、本件公文書は、法人と市の間で協議中であり、確定していない事柄によって誤解を生む恐れがあるため、意思形成過程情報に該当する。
- 4 非公開とした部分を公開することが、隣接住民の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められない。
- 5 法人の行った説明会にて公開された部分を非公開としていることについて、市は説明会に立ち会っておらず、法人が説明会で提示した資料の内容を確認して公開作業を行ったものではない。

第4 審査会の判断

1 平成21年12月2日付け公文書部分公開決定処分時の表1～4及び図1の条例第7条第4号（意思形成過程情報）該当性について

実施機関が非公開とした情報は、別表のデータ a～s のとおりである。これらのデータについては、公開請求当時、法人と実施機関との間で特定建築物事前協議（以下「事前協議」という。）が継続中であり、公開することにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあった。よって、協議中の段階でこれらを公開することは、条例第7条第4号にいう意思形成に著しい支障を生ずると認められる場合に該当し、したがって、これらを非公開とした実施機関の判断は妥当であると解する余地がある。

2 現時点における非公開情報該当性について

異議申立人が公開請求を行った当時は事前協議が継続中であったが、現在では終了しているため、以下では、現時点においてもなお非公開が妥当であるか否かを検討する。ただし、データ i, j, r, s は、本市建築指導課で保管されている建築計画概要書で既に住民の閲覧に供されているため、本審査会で判断するまでもなく、公開すべきである。

(1) 表1～4の条例第7条第1号（個人情報）該当性について

データ h1 は各階面積合計値の積み重ねであり、また h3 及び k は、各階ごとの合計面積であり、直ちに間取りを推測されるおそれがあるとは言い難く、条例第7条第1号によって保護すべき個人情報には該当しないため、公開すべきである。

データ h4, l, m, n については、公開することによって、各部屋の間取りを推測することが可能であり、将来の居住者の住居の状況を窺い知ることが不可能ではないため、条例第7条第1号の個人情報に該当する。

よって、データ h4, l, m, n を非公開とした実施機関の判断は維持することが妥当である。

なお、本件の個人情報と判断した部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは認められない。

(2) 表1～4及び図1の条例第7条第2号（法人情報）該当性について

データ a～g, h2, o～q については、実施機関は、法人が独自に作成した著作物であり、その計算式は技術上のノウハウに係る法人情報に該当すると主張している。確かに、建築物の設計において設計者は、敷地内の諸条件を勘案し、建築基準法や芦屋市住みよいまちづくり条例など建築に関する法令等の規定の

範囲内で、事業主の要請により、間取りや外観等について経済性及び居住の安全性を考慮した工夫を行っていると考えられる。しかし、表1～4及び図1は本件公文書に添付された設計図書であり、建築物の法令適合性を審査するため、一般的な構造図面と計算式によって検討した、客観的な計算の結果を記載したものであり、設計者が長年の経験に基づき、専門的な知識及び技能を用いて創意工夫を凝らした創作品であるとまではいうことができない。また、データ a については、建築物の外寸は、建築後には、部外者でも外観から数値をかなり正確に測定することが可能である。

よって、データ a～g, h2, o～q は、ノウハウ性を有するとは認められず、公開によって設計者の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、これらは条例第7条第2号の法人情報には該当しないので、公開すべきである。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

別表

文書名	文書内の図表名	図表内の項目名	データ記号	公開の可否	
住棟面積表 - 1 (表1)	建築面積求積図	寸法	a	公開	
	建築面積集計表	「計算式」欄	b		
	建築面積集計表欄下	建蔽率	c		
	B1階床面積求積表	「計算式」, 「小計」欄	「容積対象面積」~「共用部(容積対象外)」欄		e
			「共用部(容積対象外)」~「延べ床面積」の「計」欄		h1
	駐車場(ピット部)求積図	室名	f		
		寸法	g		
	床面積集計表	「共用部(容積対象外)」~「延べ床面積」の「計」欄	「共用部(容積対象外)」~「延べ床面積」の「B1階」欄		h2
			「延べ床面積」の「1階」~「5階」欄		h3
			「共用部(容積対象外)」~「容積対象合計」の「1階」~「5階」欄		h4
			床面積集計表欄下	容積率	i
住棟面積表 - 2 (表2)	1階床面積求積表欄下	駐車・駐輪場面積(計算式含む)	j	公開	
住棟面積表 - 2 ~4(表2~4)	1階~5階床面積求積表	「延べ床面積」欄の最下段の数値	k		
		「計算式」~「共用部(容積対象外)」欄(kを除く)	l		非公開 条例第7条第1号該当
1階~5階求積図		室名	m		
		寸法	n		

平均地盤算定図 (図1)	平均地盤に関する算定 図	高さ	o	公開
		寸法	p	
	平均地盤算定表	「計算式」欄	q	
住棟面積表 - 1 ~ 4 及び平均地 盤算定図 (表 1 ~ 4 及び図 1)	-	縮尺	r	
		建築士登録番号	s	

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 2 月 9 日	諮問書の受理
平成 22 年 4 月 5 日	第 1 回審議
平成 22 年 5 月 7 日	第 2 回審議
平成 22 年 6 月 14 日	第 3 回審議
平成 22 年 7 月 26 日	第 4 回審議
平成 22 年 9 月 8 日	第 5 回審議
平成 22 年 10 月 28 日	第 6 回審議
平成 22 年 11 月 25 日	第 7 回審議
平成 22 年 12 月 20 日	第 8 回審議
平成 23 年 1 月 26 日	第 9 回審議
平成 23 年 2 月 28 日	第 10 回審議
平成 23 年 3 月 30 日	第 11 回審議